

## 倉敷市水道局低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 倉敷市水道局電子入札実施要綱に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (4) くじ番号 電子入札の場合にあつては、入札者が電子入札システムに入札金額を登録する際に入力する1から999までの任意の数字をいう。紙入札の場合にあつては、入札者がくじ番号として入札書に記載する1から999までの任意の数字をいう。
- (5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (6) 決定くじ番号 電子入札の場合にあつてはくじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあつてはくじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(調査基準価格の設定対象工事)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する工事は、倉敷市水道事業管理者が特に調査基準価格を設定する必要があると認めた工事とする。

(調査対象)

第4条 低入札価格調査は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 総合評価競争入札において、予定価格の制限の範囲内で倉敷市水道局建設工事総合評価競争入札実施要領第12条に規定する評価値の最も高い者（以下「最高評価入札者」と

いう。)の当該申込みに係る価格が次条の規定により算出した調査基準価格の額を下回る場合

- (2) 総合評価競争入札を除く入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)の当該申込みに係る価格が次条の規定により算出した調査基準価格の額を下回る場合

(調査基準価格の算出方法)

第5条 調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に低入札価格調査基準率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 低入札価格調査基準率は、次の計算式により算定した率の小数点第3位以下を切り捨てた率とし、その率が0.92を超える場合は0.92とし、0.77を下回る場合は0.77とする。ただし、建設工事に家屋調査、境界復元等の委託業務が含まれる場合にあっては、当該計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。

(設計上の直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費×0.68)÷工事価格

(審査委員会)

第6条 低入札価格調査を行うため、水道局契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会は、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程(昭和50年倉敷市水道局管理規程第15号)に定める建設工事委員会における局長委員会をもって充てる。

(調査班)

第7条 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當ではないか否かについて調査するため、倉敷市水道局建設工事低入札価格調査班(以下「調査班」という。)を設置する。

- 2 調査班は、倉敷市水道局水道技術管理者の職にある者、当該建設工事の設計・施工担当の課長及び課長補佐、水道総務課長、水道総務課企画検査室検査主幹をもって組織し、班長は倉敷市水道局水道技術管理者の職にある者、副班長は水道総務課長とする。

(落札の保留)

第8条 入札執行者は、第4条各号のいずれかに該当する場合、低入札価格調査を行うため、落札候補者の決定の保留及び第10条に掲げる調査の実施について、入札参加者に通知し、入札を終了するものとする。

(失格基準価格の算出方法)

第9条 次の計算式により算定した額(千円未満切り捨て)に100分の110を乗じて得た額(以下「失格基準価格」という。)を下回る入札は、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断して失格とし、次条以下の調査は行わない。

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×(失格基準率+(0.0005X+0.00005Y))

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

2 失格基準率は、次の計算式により算定した率の小数点第3位以下を切り捨てた率とし、その率が0.92を超える場合は0.92とし、0.77を下回る場合は0.77とする。ただし、建設工事に家屋調査、境界復元等の委託業務が含まれる場合にあっては、当該計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。

(設計上の直接工事費×0.92+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.85+一般管理費×0.63)÷工事価格

3 入札者は、入札時にくじ番号を入力又は記入するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入して失格基準価格を算定する。

なお、くじ番号の記入がない場合又は1から999までの数字以外が記入されている場合は、「999」が記入されたものとして取り扱うこととする。

4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前3項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を失格基準価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内の全ての入札が当該算定額を下回った場合は、第1項の規定に基づいた計算式により、X及びYに0を代入して算定した額を失格基準価格として決定するものとする。

5 入札執行者は、当該入札の開札後直ちに前各項の規定により失格基準価格を決定し、入札者又は立会人に発表するものとする。

(調査の実施)

第10条 調査班は、第4条の低入札価格調査の対象者（2者以上あるときは、くじにより決定された者とする。ただし、前条第1項に規定する失格となった者を除く。以下「調査対象者」という。）に提出方法及び提出期限を指定した上で入札価格の内訳書の提出を求め、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるか否かについて具体的に判断するため、次の項目について調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書の内容
- (3) 対象工事付近における手持ち工事の状況
- (4) 対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (6) 第1次下請けの予定業者名及び予定下請金額
- (7) 手持ち資材の状況
- (8) 資材購入先及び入札者との関係
- (9) 手持ち機械の状況
- (10) 労務者の具体的供給見通し
- (11) 過去に施工した公共工事名、工事成績
- (12) 特定建設資材廃棄物の再資源化

2 調査班は、前項の調査を行っても、なお疑義がある場合においては、さらに次に掲げる項目について調査を行うものとする。

- (1) 経営状況（関係機関等への照会）
- (2) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況又は下請代金の支払遅延状況）
- (3) その他必要な事項

3 調査班は、調査対象者が前2項に規定する低入札価格調査の実施に応じないときは、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとする。

(調査結果等の報告)

第11条 調査班の班長は、調査が終了したときは、調査結果を審査委員会に報告するものと

する。

(審査及び落札候補者の決定)

第12条 審査委員会は、前条に定める調査報告をもとに調査対象者を落札候補者とするか否かを審査する。

2 前項の審査の結果、審査委員会が当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断し、かつ、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當ではないと判断した場合は、調査対象者を落札候補者として決定する。

3 前項の規定により落札候補者を決定したときは、当該結果を入札参加者全員に通知するものとする。

(次順位の入札者の準用)

第13条 第10条及び第11条の規定により調査対象者を落札候補者とし不在の場合は、次に掲げる調査対象者の区分ごとに定める者(第9条第1項に規定する失格となった者を除く。)を次順位者とし、第10条以下に定める手続と同様の手続を行うものとする。

(1) 調査対象者が最高評価入札者であるとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち評価値の最も高い他のもの

(2) 調査対象者が最低価格入札者であるとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをしたもの

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第14条 落札候補者は、指定された日時までに入札参加資格の審査書類を水道総務課へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は、落札候補者を落札者とする。

3 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者を失格とし、第13条の規定を準用するものとする。以後、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から当分の間、試行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成31年2月1日）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。